

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485

余約三〇一意見
46.4.15

極秘密
無期限
部の内
等

アメリカ局長
○参事官
北米オ一課長

沖縄返還に伴う米航空権益の処理について
(条約との意見)

46. 4. 15.
外務省北米オ一課(田中)

1. 本件は、条約との山田国際協力課長より
本件に関する条約との意見として次のとおり述べ
是れ
と共に、アメリカ局長まで報告されており旨要望がある。
(1) 条約との意見は、別添1の条協長との
とおりであり。その要点は、(1)返還協定署名前の
措置は「了解覚書」(案、別添2)の形で
処理したこと。(2)航空協定附表修正のため

GA-5

の交換公文は、施政権返還の日と同時(4月11日)
若干前であることを可とする。同交換公文について
添付の新附表は、返還協定署名前にイニシャル
の事は差支えない。(1)整備措置は附表
中に別項を設けて表示する(案、別添3)。

なお、路線及び輸送力の規模と現状のライン
押さえべきである。

(2) 上記(1)以降に、輸送力のシーリングをセーフ
で押さえ込む問題であり、かつ、其意味と之の
(11月の日本支那) (ナガセヒロミ)

と想う旨述べたが、条約との意見は現状通り
押さえることから、輸送力の割限についても書け
(内閣見に2月12日) (三月三日)

こととしている
附表修正を米側に提示すべきとの意見の由。
(この後、条協長と協議の結果、別添3)附

表(c)項中に書き込みのとおり、ナク次提案用

GA-6

の案との追加点。)

2. ②に協議より、XIIか月Kに付て検討の上。

並く修訂版を案へては、運輸局側と充分

改めてありてから旨異議が有る。

故に、上記案より、修訂案を新規表の構成は

次のとおりとなる。

附 彙

(A) [日本側路線] Kに付ては、(3) 沖縄路線

K削除との、を削除する。

(B) [米側路線] Kに付ては、同じく(3) 沖縄

路線K削除との、を削除する。

(C) [東京指揮K伴う米側路線] を新規に設

け(別添3の案)。

(D) 現行附書a(C)、(地表の各略規定)の記号

外務省

GA-6

を單に(D)に書きまとめる。

注記1. Aに2. Bのまとめ、注3.(沖縄路線
に属する注記)を削除する。

3. 途2. 支援公文(附表修正の件)Kに付ては、
後刻具体的に検討すべきと、協議より簡單

化する。

たがいに既存の意見があり、また(注3)の提出
者は日米の両者が既存の既存との復活(?)を

(日本側の問題であります)

途2. 東京は付けて、東京で支障される事ある

こと(?)のうちから注3を提出し、米側は注3を

出すことでよいのではないかとの意見である。

4. 上記は米側における手続的につれて
おいたツレと一致するのである、当方

(上記)

Y(2付)欠譲毛のサセストで3ライン/2

Y(2付)毛子江然るべしと2付が243。

外務省

GA-6

機密無期限
部の内

外務省
各事務課
46-4-15

29

外務省
各事務課
46-4-15

1. 本件協定所交換公文書は、外務省
と時日行なうことと、たとえ修正され
たり。外務省は、公文書を提出す。

極秘
無期限
部の内

内

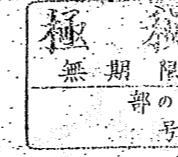
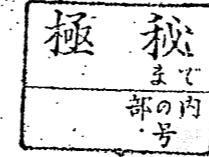
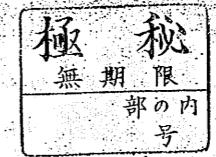
2. 本件公文書は、外務省が、外務省
と時日行なうことと、たとえ修正され
たり。外務省は、公文書を提出す。

3. 本件公文書は、外務省が、外務省
と時日行なうことと、たとえ修正され
たり。外務省は、公文書を提出す。

外務省

(四六・四・一五)
(參 約局)

了解覺書案



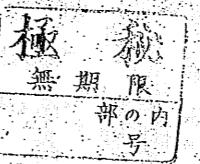
日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、沖縄の施政権の日本国への返還に関連し、米国航空企業の沖縄に関する航空業務の運営及び千九百六十九年十一月十二日に修正された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空協定の附表の修正に関し、次のとおりの了解に達した。

一 ノースウエスト航空、フライング・タイガー航空、トランスクワールド航空及びコンチネンタル航空の米国航空企業四社は、現に運営している沖縄に関する航空業務であつて日本本土と那覇間

の国内航空運送（カボタージュ）でないものを、沖縄の施政権が日本国に返還される日から（）の期間に限り、現在の規模の範囲内で運営することを認められる。

二 前項の具体化のため並びに日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の附表の日米両国の日本本土と沖縄間の路線（A）（3）及び（B）（3）及び当該路線に関する注³を削除するため、両政府は、民間航空運送協定第十六条に定める措置をとるものとする。

これらの附表の修正に関する両国政府間の合意は、沖縄の施政権が日本国に返還される日に発効させるものとする。



(c)

アメリカ合衆国政府によつて指定された次の航空企業は、沖縄返還協定の効力発生の日から（期間）間に限り、この間に定める

それぞれの航空路線において、九七年一月一日現在に各航空企業がもとより提供してある輸送の範囲内で兩方向に航空業務を運営し、及び

この間に定める日本国内の地点に定期の着陸を行なう権利を与える。

(1) ノース・ウェスト航空及びフライング・タイガー航空

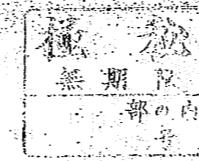
合衆国から北太平洋又は中部太平洋を経て東京、大阪及び那

覇へ、並びに以遠

(2) トランス・ワールド航空

合衆国から中部太平洋を経て那覇へ、並びに那覇以遠台北及

び香港へ、並びに以遠



(3)

コンテネンタル航空

グアム島からサイパン島を経て那覇へ